

2022.10.21
一般社団法人日本相続学会
第10回研究大会
研究部会報告

中間報告

「相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態把握調査」



「円満かつ円滑に」
一般社団法人日本相続学会®
The Japanese Inheritance Association



調査概要

● 調査目的

本学会設立10周年を機に「相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態把握調査」を行い、その結果を広く公表することによって、国民の「円満かつ円滑な相続」に資することを目的とします。

相続実務者は、長期間、業務として日常的に顧客の相続に関わります。数多くの実務の現場において、各種の相続実務者が蓄積している知見を集積することによって、「円満かつ円滑な相続」を実現するための問題点、解決策を抽出することを本調査の目的とします。

なお今回の中間報告は、集計結果と若干の考察にとどめております。引き続き調査結果を分析・考察を行い、2023年の研究大会にて再度報告を予定しています。その際には、相続実務者のあり方についての提言を織り込むことを予定しています。 ※相続実務者：生業として、顧客の相続に係る事前対策、事後手続き等の相談や実務に携わる者

● 調査方法

(調査対象) 一般社団法人日本相続学会 会員および会員の知人、関係者 (相続実務者)

(調査実施期間) 2022年6月30日～7月31日

(調査手法) インターネット調査

● 有効回答の内訳

(回答数) 278件

(Q1. 回答者)

単一回答		n	%
	全体	(278)	
1	会員	137	49.3
2	非会員	141	50.7

(Q2. 回答者職業)

複数回答		n	%				
	全体	(278)		9	前記補助者	2	0.7
1	弁護士	29	10.4	10	公証人	0	0.0
2	司法書士	42	15.1	11	FP	50	18.0
3	公認会計士	2	0.7	12	生命保険関係	55	19.8
4	税理士	53	19.1	13	不動産関係	30	10.8
5	行政書士	50	18.0	14	金融機関	8	2.9
6	土地家屋調査士	4	1.4	15	相続アドバイザー	15	5.4
7	社会保険労務士	4	1.4	16	宗教関係	0	0.0
8	不動産鑑定士	4	1.4	17	その他	9	3.2

調査概要

(Q3. 回答者の相続実務者経験年数)

	単一回答	n	%
	全体	(278)	
1	5年未満	48	17.3
2	10年未満	64	23.0
3	20年未満	73	26.3
4	20年以上	93	33.5

(Q4. 回答者の年齢)

	単一回答	n	%
	全体	(278)	
1	30歳未満	1	0.4
2	30歳代	35	12.6
3	40歳代	63	22.7
4	50歳代	78	28.1
5	60歳代	71	25.5
6	70歳以上	30	10.8

(Q5. 回答者の性別)

	単一回答	n	%
	全体	(278)	
1	男性	221	79.5
2	女性	56	20.1
3	回答しない	1	0.4

(Q6. 回答者の主な活動地域)

	単一回答	n	%
	全体	(278)	
1	北海道	8	2.9
2	青森県	2	0.7
3	岩手県	1	0.4
4	宮城県	1	0.4
5	秋田県	1	0.4
6	山形県	0	0.0
7	福島県	2	0.7
8	茨城県	1	0.4
9	栃木県	1	0.4
10	群馬県	0	0.0
11	埼玉県	12	4.3
12	千葉県	6	2.2
13	東京都	90	32.4
14	神奈川県	14	5.0
15	新潟県	0	0.0
16	富山県	0	0.0

	単一回答	n	%
17	石川県	3	1.1
18	福井県	0	0.0
19	山梨県	0	0.0
20	長野県	9	3.2
21	岐阜県	2	0.7
22	静岡県	8	2.9
23	愛知県	52	18.7
24	三重県	2	0.7
25	滋賀県	2	0.7
26	京都府	5	1.8
27	大阪府	20	7.2
28	兵庫県	6	2.2
29	奈良県	1	0.4
30	和歌山県	1	0.4
31	鳥取県	0	0.0
32	島根県	1	0.4

	単一回答	n	%
33	岡山県	2	0.7
34	広島県	4	1.4
35	山口県	0	0.0
36	徳島県	1	0.4
37	香川県	0	0.0
38	愛媛県	3	1.1
39	高知県	1	0.4
40	福岡県	7	2.5
41	佐賀県	2	0.7
42	長崎県	1	0.4
43	熊本県	4	1.4
44	大分県	0	0.0
45	宮崎県	1	0.4
46	鹿児島県	0	0.0
47	沖縄県	1	0.4

(Q7. 回答者が相続案件に関わる頻度)

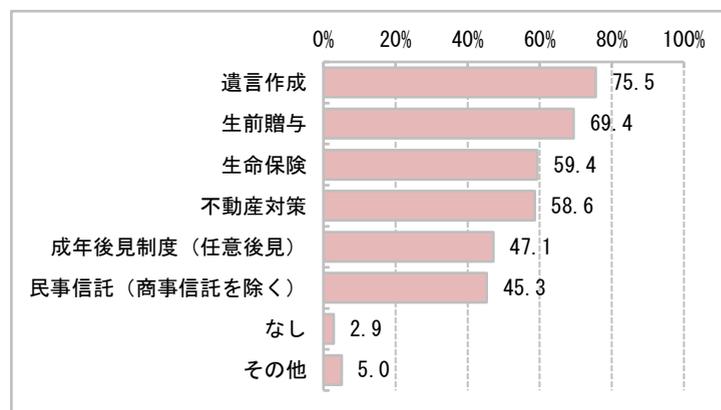
	単一回答	n	%
	全体	(278)	
1	年間3件未満	80	28.8
2	年間10件未満	71	25.5
3	年間10件以上	127	45.7

集計結果

Q8【相続対策編】

「円満かつ円滑な相続」のための対策として下記を提案または、関与したことがありますか？

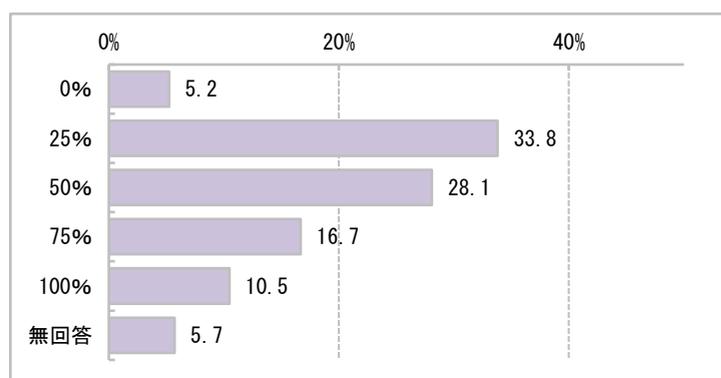
複数回答		n	%
	全体	(278)	
1	遺言作成	210	75.5
2	生前贈与	193	69.4
3	生命保険	165	59.4
4	不動産対策	163	58.6
5	成年後見制度（任意後見）	131	47.1
6	民事信託（商事信託を除く）	126	45.3
7	なし	8	2.9
8	その他	14	5.0



Q9【相続対策編】

（Q8の回答が「遺言作成」の場合）そのうち、あなたから遺言作成を提案した（当初お客様の要望はなかった）ケースは何%くらいですか？

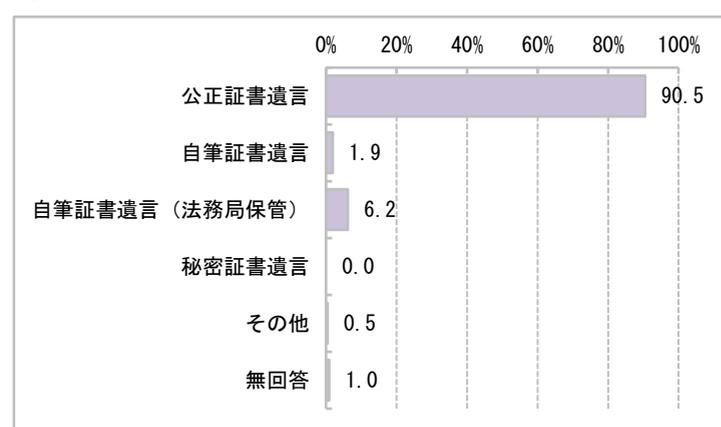
単一回答		n	%
	全体	(210)	
1	0%	11	5.2
2	25%	71	33.8
3	50%	59	28.1
4	75%	35	16.7
5	100%	22	10.5
	無回答	12	5.7



Q10【相続対策編】

（Q8の回答が「遺言作成」の場合）主にどの方式をお勧めされますか？

単一回答		n	%
	全体	(210)	
1	公正証書遺言	190	90.5
2	自筆証書遺言	4	1.9
3	自筆証書遺言（法務局保管）	13	6.2
4	秘密証書遺言	0	0.0
5	その他	1	0.5
	無回答	2	1.0



回答の9割を超える圧倒的多数が公正証書遺言を勧めるとしている。その理由は、後日の紛争防止や検認手続の省略といったものが主たるものと思われる。法務局の保管制度が6.2%となっており、まだ相対的な割合は少ないものの、実務に影響を与え始めているようである。

公正証書遺言のメリットを承知している実務者が、あえて自筆証書遺言、自筆証書遺言(法務局保管)を勧める理由としては、①コスト面（費用、手間）、②時間的制限、③とりあえずの遺言(状況が確定すれば、最終的には公正証書遺言をする予定)の場合等が推測される。

また、金融機関は、検認済みの自筆証書遺言を提示しても、共同相続人全員の承諾を求めるケースもあるとの報告があるが、法務局保管制度利用の場合に、公正証書遺言と同様の取扱い(上記承諾を求めない)をするのか否かも、今後の保管制度利用率に影響するのではないと思われる。

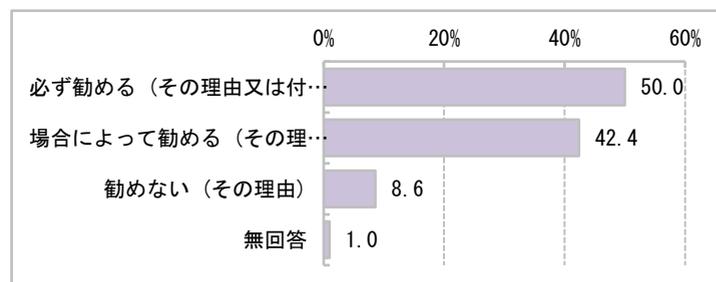
引き続き、実務動向を注視することが有意義であろう。

集計結果

Q11【相続対策編】

(Q8の回答が「遺言作成」の場合) 遺言作成にあたり、付言を付すことを勧めたことがありますか？その理由又は付言の内容もご回答ください。

複数回答		n	%
	全体	(210)	
1	必ず勧める(その理由又は付言の内容)	105	50.0
2	場合によって勧める(その理由又は付言の内容)	89	42.4
3	勧めない(その理由)	18	8.6
	無回答	2	1.0



(1) 必ず勧める場合、場合によって勧める場合

いずれの場合も、その理由として、被相続人の思いを伝えるため、紛争を避けるため、遺言書の内容の理由を示すためといったものが多かった。必ず勧める場合と場合によって勧める場合に分かれたポイントは、事案によって実務者が付言の必要性を見極めようとした形跡が伺える。

「場合により勧める」の理由又は付言内容をみると、トラブルが予想される場合、遺留分を侵害する場合という回答が多く、付言を付す明確な目的がある場合に勧めていることが分析できる。

両者の相違は、実務者が遺言について、資産承継の法定手段としての機能のみならず、遺言者の人生の集大成、遺族や将来に向けてのメッセージの伝達手段といった側面をどの程度重視して業務を行っているのかに関係しているようにも思われる。

(2) 勧めない場合

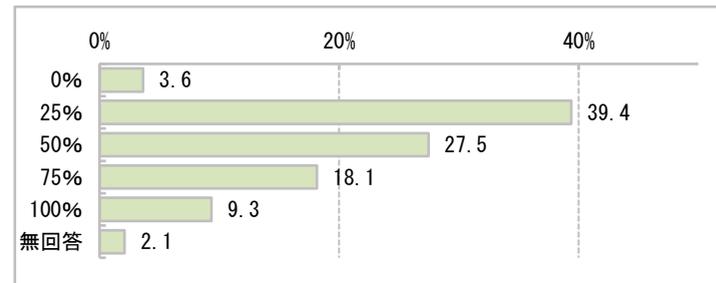
必要性を感じない、生前に伝えておけばよい、却って紛争を招くなどの回答があった。

●必ず勧めると場合によって勧めるを合わせた割合は92.4%を占めており、付言事項の作成が一般的に勧められている実態が分かった。もっとも、勧めないという回答においては、過去の経験から逆に紛争を惹起させたケースの指摘があり、付言事項の活用は各事案に応じて慎重に検討されるべきであろう。

Q12【相続対策編】

(Q8の回答が「生前贈与」の場合) そのうち、あなたからを生前贈与を提案した(当初お客様の要望はなかった)ケースは何%くらいですか？

単一回答		n	%
	全体	(193)	
1	0%	7	3.6
2	25%	76	39.4
3	50%	53	27.5
4	75%	35	18.1
5	100%	18	9.3
	無回答	4	2.1

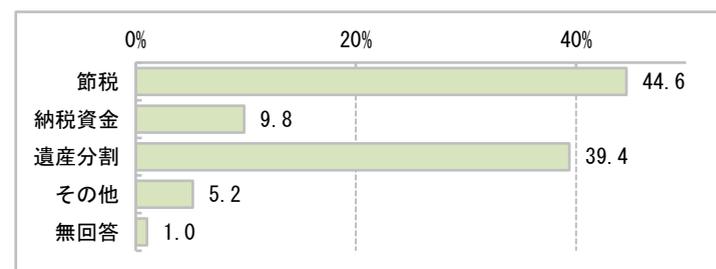


生前贈与を提案したケースはまちまちとなっているようである。これは、資産状況や家族関係をみて、実務者が積極的に提案をするかどうか見極めているものと思われる。

Q13【相続対策編】

(Q8の回答が「生前贈与」の場合) その目的は、下記のうちどれを最も重要視していますか？

単一回答		n	%
	全体	(193)	
1	節税	86	44.6
2	納税資金	19	9.8
3	遺産分割	76	39.4
4	その他	10	5.2
	無回答	2	1.0



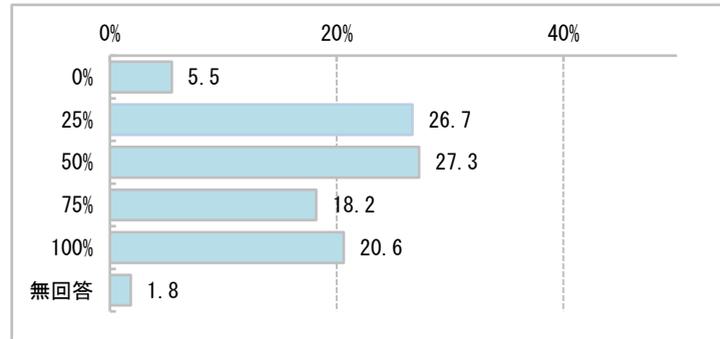
結果は、節税目的とした回答が最も多く、次いで遺産分割目的が続いた。生前贈与は、単純な贈与(財産の承継)でなく、総合的な資金繰りのために活用されていることが推認される。

集計結果

Q14【相続対策編】

(Q8の回答が「生命保険」の場合) そのうち、あなたから生命保険を提案した(当初お客様の要望はなかった)ケースは何%くらいですか？

単一回答	n	%
全体	(165)	
1 0%	9	5.5
2 25%	44	26.7
3 50%	45	27.3
4 75%	30	18.2
5 100%	34	20.6
無回答	3	1.8



生命保険については、相談者からは要望がなく実務者が勧めた割合が高率な75%と100%の合計が38.8%であり、生前贈与その他と比べて高い。

例えば、勧めた実務者が生命保険関係者である場合に高いのか、相続対策検討場面で生命保険が活用できることの知識自体が、一般的に相談者に乏しいからなのか、実態について興味のある回答結果である。

Q15【相続対策編】

(Q8の回答が「生命保険」の場合) 生命保険加入の目的のうち、何を重要視されますか？順位をつけてください。

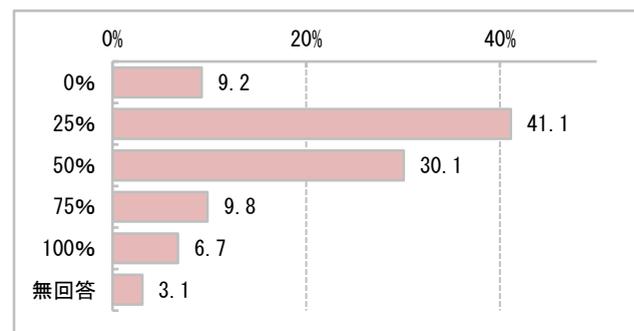
		1	2	3	4		
		全体	節税	納税資金	円満かつ円滑な遺産分割	その他	無回答
1	1位	(165)	45	39	72	4	5
	%		27.3	23.6	43.6	2.4	3.0
2	2位	(165)	38	75	41	4	7
	%		23.0	45.5	24.8	2.4	4.2
3	3位	(165)	63	37	40	6	19
	%		38.2	22.4	24.2	3.6	11.5
4	4位	(165)	8	3	2	46	106
	%		4.8	1.8	1.2	27.9	64.2

その他の回答では、遺留分対策や生命保険控除など、金銭面の対策を上げるものが多数を占めており、生命保険は資金繰りのために活用されている傾向が明らかになった。

Q16【相続対策編】

(Q8の回答が「不動産対策」の場合) そのうち、あなたから不動産対策を提案した(当初お客様の要望はなかった)ケースは何%くらいですか？

単一回答	n	%
全体	(163)	
1 0%	15	9.2
2 25%	67	41.1
3 50%	49	30.1
4 75%	16	9.8
5 100%	11	6.7
無回答	5	3.1



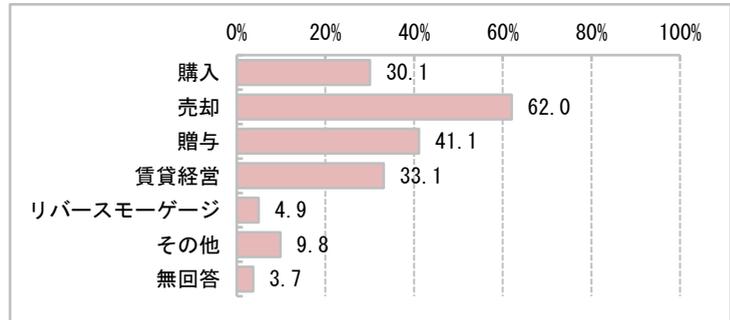
不動産対策を提案したか否かは、生前贈与と同様にまちまちの回答となっている。不動産は相続財産のなかでも比較的大きな財産となることが通常であり、そもそも相談者から話題に出ないことも影響しているようである。詳細は、次回のクロス集計等により詳細な分析を行いたい。

集計結果

Q17【相続対策編】

(Q8の回答が「不動産対策」の場合) 下記のうちのどの対策をよく採用されますか？

複数回答	n	%
全体	(163)	
1 購入	49	30.1
2 売却	101	62.0
3 贈与	67	41.1
4 賃貸経営	54	33.1
5 リバースモーゲージ	8	4.9
6 その他	16	9.8
無回答	6	3.7



不動産対策には様々なものがあるが、アンケートでは売却をしたとの回答が際立った。生存中の資金繰りや相続税対策など、現金化の需要が推認される。その他の回答をみると、信託の活用や配偶者居住権の活用など、比較的新しい制度も積極的に活用されていることが分かった。

Q18【相続対策編】

(Q8の回答が「不動産対策」の場合) 不動産対策の目的のうち、何を重要視されますか？順位をつけてください。

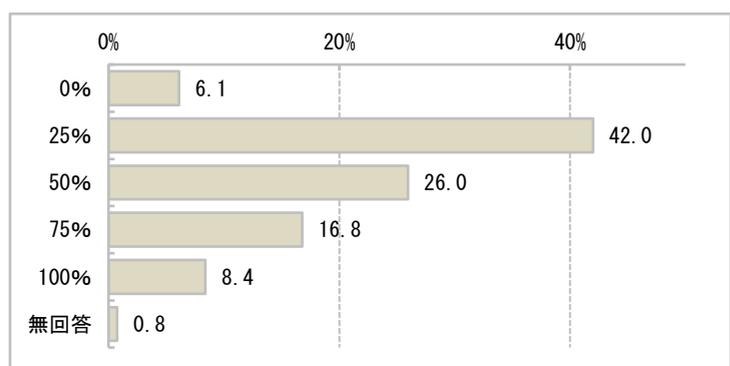
		順位					無回答
		1	2	3	4		
	全体						
		節税	納税資金	円満かつ円滑な遺産分割	その他		
1	1位	(163)	56	12	77	11	7
	%		34.4	7.4	47.2	6.7	4.3
2	2位	(163)	31	60	41	7	24
	%		19.0	36.8	25.2	4.3	14.7
3	3位	(163)	46	56	26	4	31
	%		28.2	34.4	16.0	2.5	19.0
4	4位	(163)	8	4	2	44	105
	%		4.9	2.5	1.2	27.0	64.4

その他の回答では、不要不動産の処分について言及するものが複数あった。経済的合理性の無い不動産は相続における関心事と推認される。所有者不明土地問題が社会問題として認知され始めたかもしれない。

Q19【相続対策編】

(Q8の回答が「成年後見制度(任意後見)」の場合) そのうち、あなたから成年後見制度を提案した(当初お客様の要望はなかった)ケースは何%くらいですか？

単一回答	n	%
全体	(131)	
1 0%	8	6.1
2 25%	55	42.0
3 50%	34	26.0
4 75%	22	16.8
5 100%	11	8.4
無回答	1	0.8



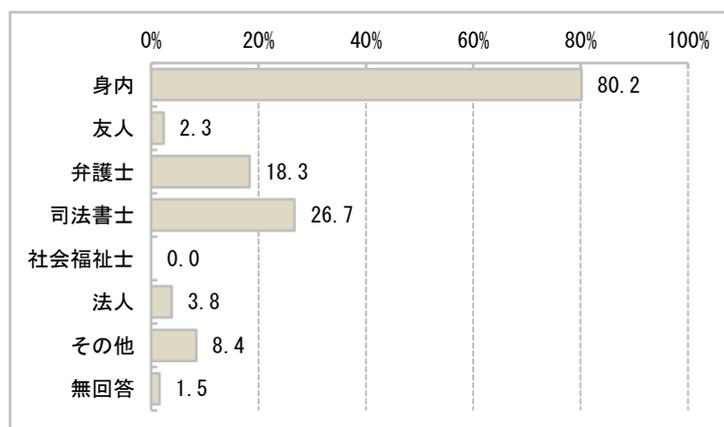
成年後見(任意後見)は相続対策の派生的なものではあるものの、財産管理を考える上では切り離せるものでもない。アンケート結果では、実際に提案した割合にばらつきがあるものの、9割を超える実務者が相続問題と合わせて成年後見(任意後見)を意識していることが明らかになった。

集計結果

Q20【相続対策編】

(Q8の回答が「成年後見制度(任意後見)」の場合) 被後見人と後見人の関係はどんなケースが多いですか？

複数回答	n	%
全体	(131)	
1 身内	105	80.2
2 友人	3	2.3
3 弁護士	24	18.3
4 司法書士	35	26.7
5 社会福祉士	0	0.0
6 法人	5	3.8
7 その他	11	8.4
無回答	2	1.5



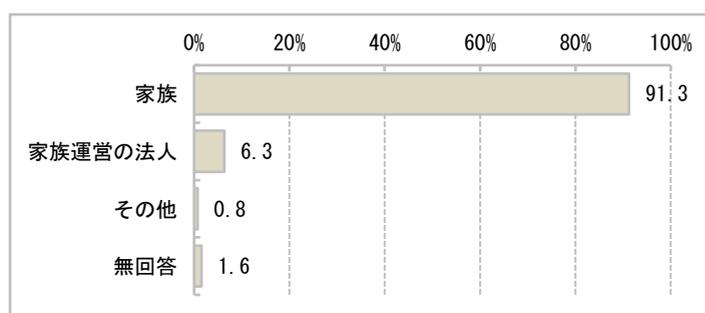
身内を後見人とする割合が80%を超えており、身内に後見人をお願いすることが一般的のようである。一方で、その他の回答11件の内、10件は専門家であり、弁護士・司法書士と合わせると69件になり回答割合の52.6%となる。

身内を任意後見受任者とする割合が高率であることについて、将来判断能力が不十分となった場合に、財産管理を任せられる身内が存在するのであれば、不十分となった段階で、親族が本人の法定後見を申し立て、親族後見人となって対応するのが自然であろうが(制度施行当初は、親族後見人が圧倒的多数であった)、現在の家裁実務では、法定後見人に選任されるのは、専門職が8割を超えており、希望しても親族が選任される可能性が低いこと、さらに、親族後見人が選任される場合は、後見制度支援信託の利用や後見監督人が選任されることを、事実上強いられている実態があることから、①後見人を自選したい ②後見開始後のコストを少しでも減らしたい、という要請もあって、任意後見制度の利用が選択されているのか、さらなる分析ができれば、任意後見制度の利用促進が第二期成年後見制度利用促進基本計画において「優先して取り組む事項」とされていることとも相まって、実務上参考になるとと思われる回答結果である。

Q21【相続対策編】

(Q8の回答が「民事信託(商事信託を除く意味)」の場合) 委託者と受託者との関係はどんなケースが多いですか？

単一回答	n	%
全体	(126)	
1 家族	115	91.3
2 家族運営の法人	8	6.3
3 その他	1	0.8
無回答	2	1.6



家族または家族運営の法人に受託させることが圧倒的多数を占めていることが明らかとなった。その他の1件は、コンサルティング会社であった。

【相続対策編のコラム】

相続対策編(Q8~Q21)では、実務者が相続対策としてどういった提案・関与をしているか、またその割合はどうかといった調査を行った。回答内容は大きく隔たることがないものが多く、概ね実務者の間には共通の認識があるようである。たとえば、遺言書の種類は9割を超える回答が公正証書遺言を勧めるとしている。他方で、付言事項を勧めるかについては、紛争化した経験からあえて勧めないとする意見なども散見され、各実務者の経験則もアンケートに反映されているようで、興味深い。

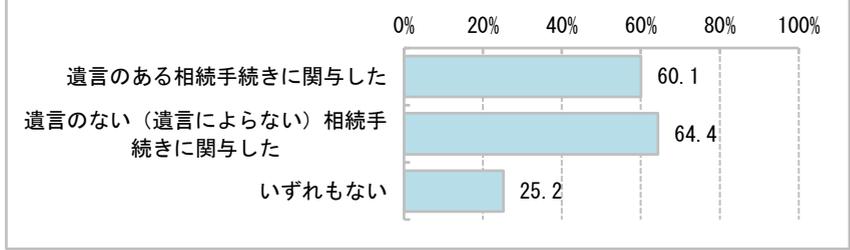
今回は速報であるが、次回はクロス集計も含め、より実務者の意識を浮き彫りにした分析結果を提示したい。分析中のため詳細は割愛するが、たとえば職種や勤続年数、地域などをクロスしてアンケート結果をはじきだすと、より有益な分析結果がみられている。本中間報告をご覧になった方は、ぜひ次年度に発表予定の詳細版の分析にご期待いただきたい。

集計結果

Q22 【相続手続き編】

相続開始後の手続きに関与したことがありますか？

複数回答	n
全体	(278)
1 遺言のある相続手続きに関与した	167
2 遺言のない（遺言によらない）相続手続きに関与した	179
3 いずれもない	70



Q23 【相続手続き編】

遺言による相続手続きに関与した場合 相続手続きに関与したとき、遺言の種類は？

単一回答マトリクス		割合 (%)					
		1	2	3	4	5	無回答
全体		0%	約25%	約50%	約75%	100%	
1 公正証書遺言	(167)	4	13	19	66	62	3
2 自筆証書遺言	(167)	32	74	14	3	3	41
3 自筆証書遺言（法務局保管）	(167)	89	7	1	0	0	70
4 秘密証書遺言	(167)	91	3	1	0	1	71

公正証書遺言の関与が多い。新たな手続きである法務局保管の自筆証書遺言の数はわずかである。

Q24 【相続手続き編】

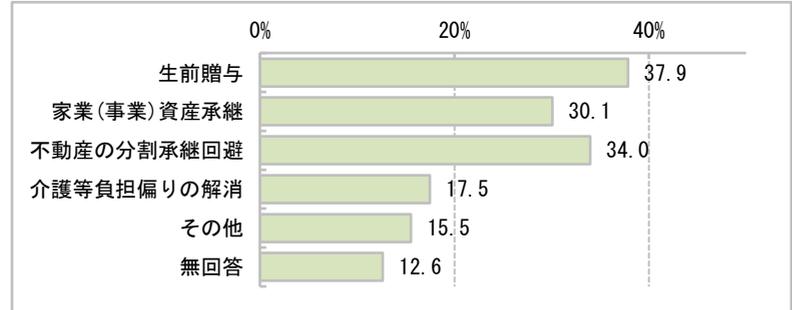
遺言による相続手続きに関与した場合 関与の態様の割合は？

単一回答マトリクス		割合 (%)					
	全体	1	2	3	4	5	無回答
1 遺言執行者	(167)	43	39	27	17	16	25
2 遺言執行者の支援	(167)	27	44	19	19	29	29
3 遺留分侵害額請求（減殺請求）	(167)	64	26	17	2	1	57
4 その他	(167)	53	9	6	5	10	84

Q25 【相続手続き編】

遺言による相続手続きに関与した場合 「遺留分侵害額請求」（減殺請求）の場合、遺留分侵害の背景で多いのは？

複数回答	n
全体	(103)
1 生前贈与	39
2 家業（事業）資産承継	31
3 不動産の分割承継回避	35
4 介護等負担偏りの解消	18
5 その他	16
無回答	13



背景として、生前贈与、事業承継、不動産の分割承継回避が、それぞれ同じくらいの割合であった。事業承継は文字通り事業であり、不動産承継については、個人的な居住関係から、事業にかかわるものまでいろいろな状況があると思われるが、「分割」「共有」されることで起きるであろう将来的な紛争を避けるために、遺留分を侵害したとしても、遺言者としての第一の目的達成を意識した遺言が作成されていることがわかる。

生前贈与については、明確なものでない場合は、立証等、裁判所レベルでは困難な場合もあると思われるが、約40パーセントと、これも遺留分侵害額請求がなされる大きな原因の一つになっていることがわかった。

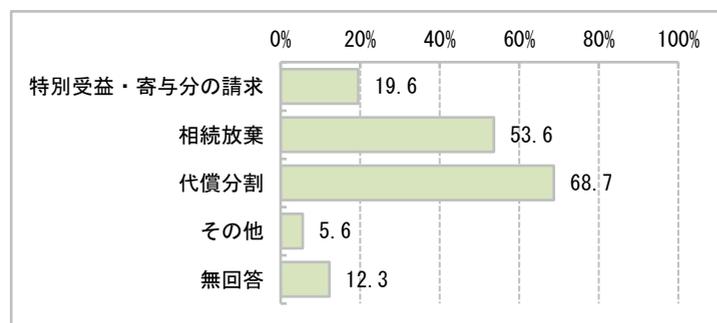
介護等負担偏りの解消という背景については、介護等をした者に対して、その貢献を遺言に反映させているといえるが、遺言作成の契機となっていること、同時に、遺言者の生前においては、介護等が親族内で一部の（推定）相続人の役割になっている面がある社会情勢もみてとれる。

集計結果

Q26 【相続手続き編】

遺言によらない相続手続きに関与した場合 遺産分割協議にあたり、下記を提案または、関与したことがありますか？

複数回答	n
全体	(179)
1 特別受益・寄与分の請求	35
2 相続放棄	96
3 代償分割	123
4 その他	10
無回答	22

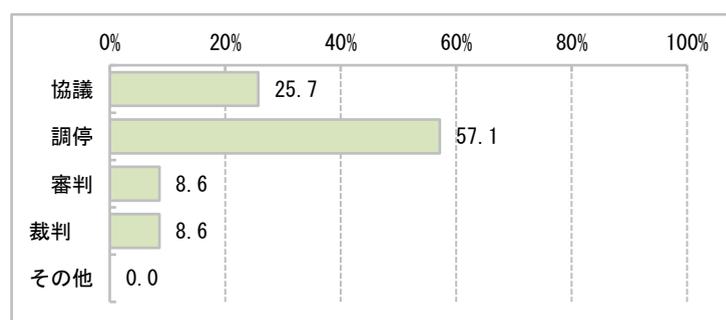


代償分割、相続放棄が多くを占めていた。相続放棄の提案という場合は、相談者の利益等を踏まえてと思われ、債務等の問題が前提になっていることが多いと思われる。また、代償分割については、不動産等の共有状態の長期化を避け、金銭的な解決により全体の解決を早めるなどの意向もあると思われる。特別受益、寄与分の請求の提案も約20パーセントあり、相談者の納得感など事案ごとに提案を検討している様子がみとれる。

Q27 【相続手続き編】

遺言によらない相続手続きに関与した場合 「特別受益・寄与分の請求」の場合、最終的な決着で最も多いのは？

単一回答	n
全体	(35)
1 協議	9
2 調停	20
3 審判	3
4 裁判	3
5 その他	0



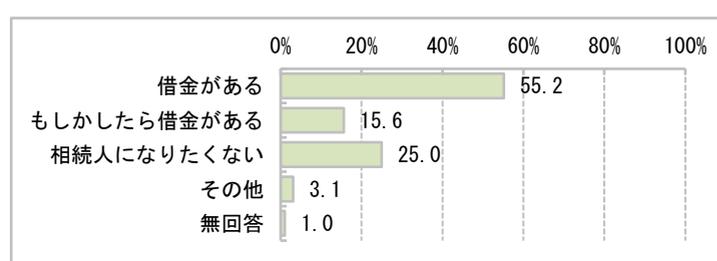
調停が約60パーセントを占めており、審判、裁判を含めると、約75パーセントとなり、多くが裁判手続きを利用していることがわかる。

特別受益、寄与分という、生前は相続において起きることはおよそ想定していないことも多い利害関係であること、立証の面でも双方難しい場面も多いことから、相対する者だけであると主張が対立し、第三者が関与する裁判手続きを利用せざるを得ないのではないかと思われる。

Q28 【相続手続き編】

遺言によらない相続手続きに関与した場合 「相続放棄」をした場合、その理由で最も多いのは？

単一回答	n
全体	(96)
1 借金がある	53
2 もしかしたら借金がある	15
3 相続人になりたくない	24
4 その他	3
無回答	1



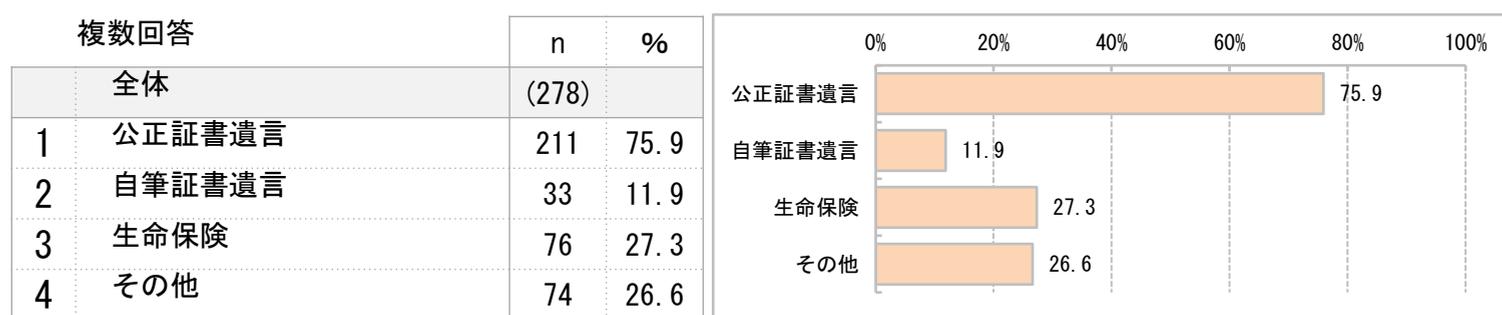
「借金がある、借金があるかも」が約70%を占めており、これは容易に予想されるが、「相続人になりたくない」も25%を占めた。どのような理由で相続人になりたくない、ということなのかも興味深い。昨今不動産の「相続手続き」の放置が問題となっているが、いわゆる所有を望まない不動産などの問題があるのかもしれない。

集計結果

相続手続き編コラム

専門家関与の場合遺言書のあるないは、やや遺言書がない場合が多く、遺言書作成が通常行う相続対策として浸透している
とまでは言えない状況がみてとれる。また、遺言書があるとして、遺留分の問題がでてくる際の背景は一つではなく、多種多様な問
題があることもわかった。

Q29 【相続手続き編】・・・相続争い 円満かつ円滑に相続（遺産承継）ができた場合、その主な理由は何だと思えますか？



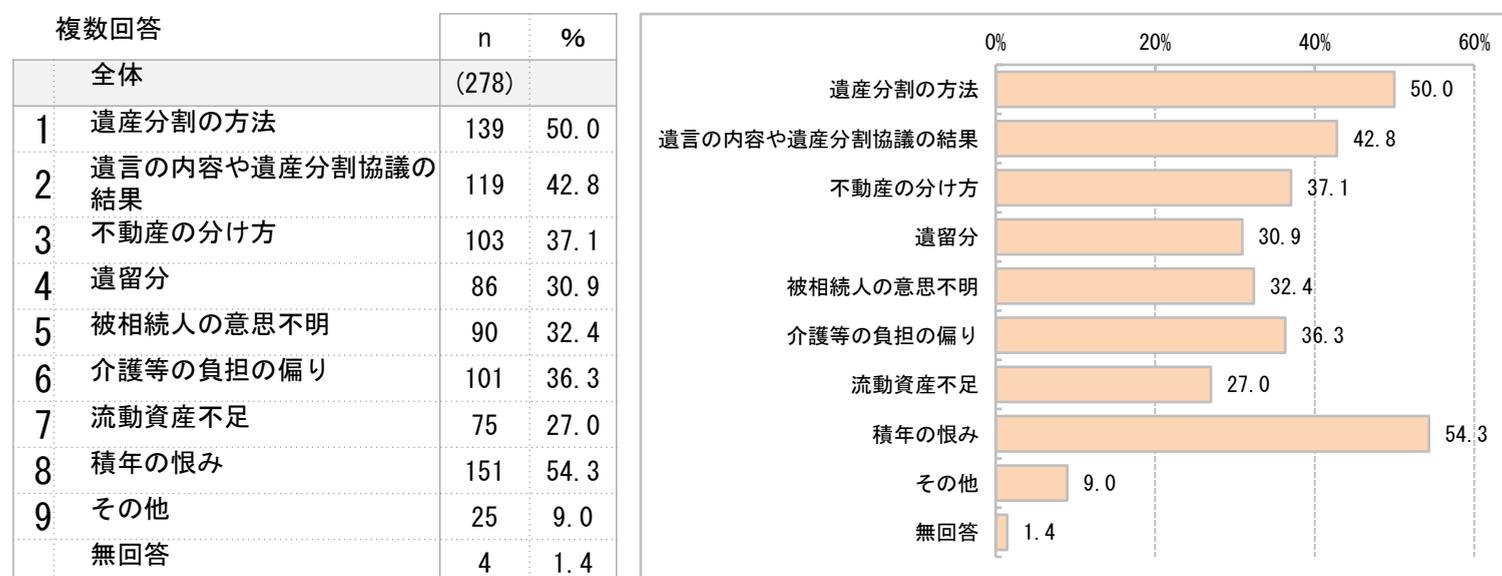
※その他として、信託、遺産分割協議、人間関係、生前の意思疎通、現金等の資産など遺産分割（相続人同士での話し合い）と被相続人の生前の意思疎通がほぼ同数であった。

円満かつ円滑な相続の理由

Q29の「円満かつ円滑に相続（遺産承継）ができた場合、その主な理由は何だと思えますか？」との質問に対し、回答は、円満かつ円滑に相続ができた理由として、公正証書遺言の作成が、75.9%と他と比べて大きな割合を占めている。相続を円満、円滑に進めるには、遺言書が大きな役割を果たしている。遺言書は被相続人の意思そのものであるため、被相続人が生前に自分の財産をどのように分けるかを決めたことがその要因であると考えられる。

また、生命保険も、受取人の指定という形で被相続人の意思が反映されるとともに、相続税が発生する場合にはその納税資金として活用し得るという点で大きな意味を有していると言える。

Q30 【相続手続き編】・・・相続争い 相続争いとなった場合、その主な理由は、何だと思えますか？



※その他として、後妻、婚外子、人間関係、意思疎通不足、一時相続時の不満など

集計結果

相続争いの理由

Q30の「相続争いとなった場合、その主な理由は、何だと思えますか？」の質問に対し、回答は、①積年の恨み（54.3%）、②遺産分割の方法（50.0%）、③遺言の内容や遺産分割協議の結果（42.8%）が、割合としては大きい。
 続いて、④不動産の分け方（37.1%）、⑤介護等の負担の偏り（36.3%）、⑥被相続人の意思不明（32.4%）、⑦遺留分（30.9%）、⑧流動資産不足（27.0%）となっている。

このうち、⑥被相続人の意思不明（32.4%）との関係では、Q29では円滑円満な相続の理由として公正証書遺言が最も多い割合となっていることからすれば、相続人間での①積年の恨み（54.3%）があったとしても、各相続人は被相続人の意思であればある程度は納得せざるを得ないと考え矛を収めた結果ではないかと分析できる。しかし、この場合でも、⑦遺留分（30.9%）の問題は残ることに留意が必要である。

Q30自由記載より

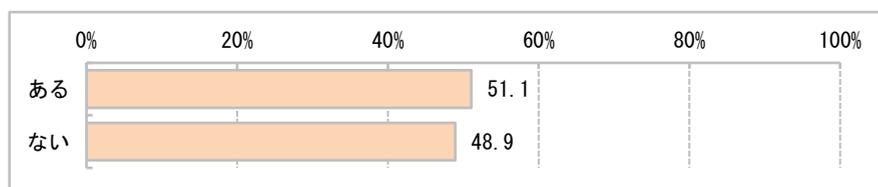
・子供の頃から兄弟間で不公平な取り扱いがなされていたこと ・長男（長女）だからもらって当然という価値観 ・後妻又は婚外子の存在 ・自分がないがしろにされた。約束を破った。

積年の恨み・・・

..... 引き続き研究します

Q31 【相続手続き編】・・・相続争い 遺産分割争いに関与したことがありますか？

単一回答	n	%
全体	(278)	
1 ある	142	51.1
2 ない	136	48.9

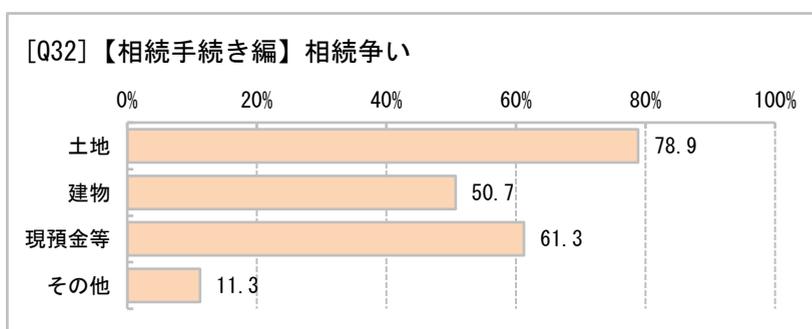


遺産分割争いには、関与したことがある者（51.1%）と関与したことがない者（48.9%）の割合は、ほぼ同じ割合である。

Q32 【相続手続き編】・・・相続争い

（Q31の回答が「ある」の場合）争いの対象となった主な遺産の内容は？（直近の代表的な例をもとにお答えください）

複数回答	n	%
全体	(142)	
1 土地	112	78.9
2 建物	72	50.7
3 現預金等	87	61.3
4 その他	16	11.3



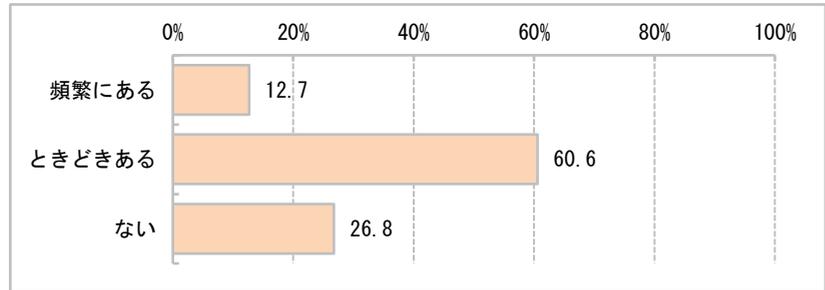
※その他として、生命保険、経営権（株式）、名義預金、悪名高い弁護士との関与

集計結果

Q33 【相続手続き編】・・・相続争い

(Q31の回答が「ある」の場合) 遺産の中に長年登記が更新されていない不動産がありましたか？

複数回答		n	%
全体		(142)	
1	頻繁にある	18	12.7
2	ときどきある	86	60.6
3	ない	38	26.8

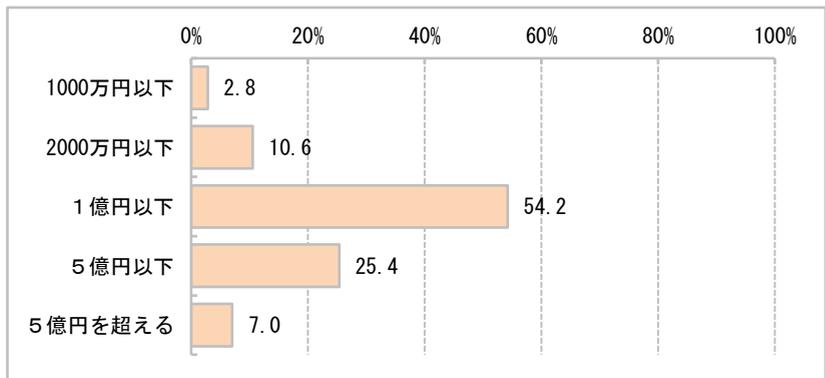


遺産分割争いに関与したことがあると回答した者のうち、その遺産の中に長年登記が更新されていない不動産が時々あると回答した者 (60.6%) が多かった。

Q34 【相続手続き編】・・・相続争い

Q31の回答が「ある」の場合、遺産の総価額は？ (直近の代表的な例をもとにお答えください)

単一回答		n	%
全体		(142)	
1	1000万円以下	4	2.8
2	2000万円以下	15	10.6
3	1億円以下	77	54.2
4	5億円以下	36	25.4
5	5億円を超える	10	7.0

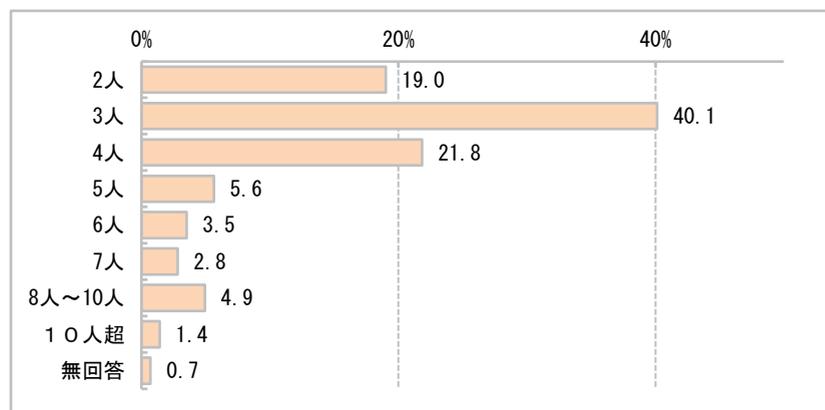


遺産分割争いに関与したことがあると回答した者のうち、その遺産の総額は (2000万円超) 1億円以下と回答した者 (54.2%) が多かった。

Q35 【相続手続き編】・・・相続争い

(Q31の回答が「ある」の場合) 争いの当事者数は？ (直近の代表的な例をもとにお答えください)

単一回答		n	%
全体		(142)	
1	2人	27	19.0
2	3人	57	40.1
3	4人	31	21.8
4	5人	8	5.6
5	6人	5	3.5
6	7人	4	2.8
7	8人～10人	7	4.9
8	10人超	2	1.4
	無回答	1	0.7



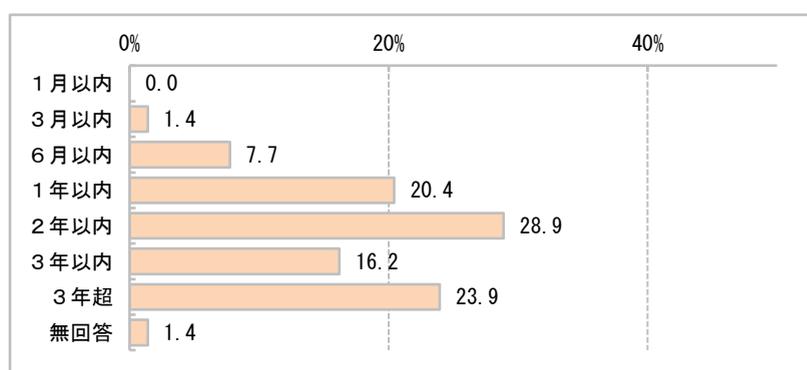
遺産分割争いに関与したことがあると回答した者のうち、その当事者の数が3人と回答した者 (40.1%) が比較的多く、次いで多かったのが4人と回答した者 (21.8%) であった。

集計結果

Q36 【相続手続き編】・・・相続争い

(Q31の回答が「ある」の場合) 争いの期間は？ (直近の代表的な例をもとにお答えください)

単一回答	n	%
全体	(142)	
1 1月以内	0	0.0
2 3月以内	2	1.4
3 6月以内	11	7.7
4 1年以内	29	20.4
5 2年以内	41	28.9
6 3年以内	23	16.2
7 3年超	34	23.9
無回答	2	1.4

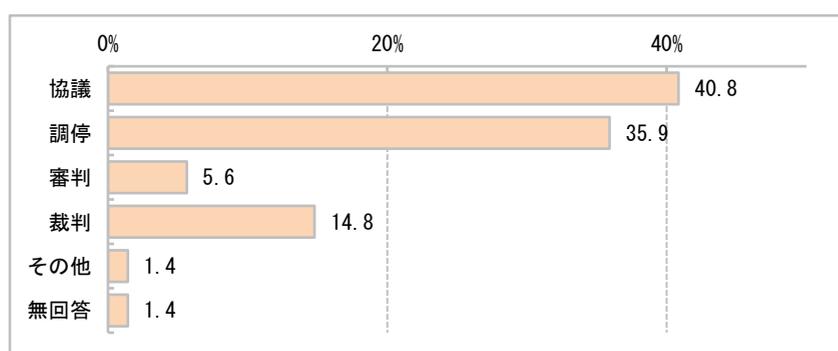


遺産分割争いに関与したことがあると回答した者のうち、その争いの期間が（1年超）2年以内と回答した者（28.9%）が比較的多く、次いで多かったのが3年超と回答した者（23.9%）であった。

Q37 【相続手続き編】・・・相続争い

(Q31の回答が「ある」の場合) 争いの最終的な決着は？ (直近の代表的な例をもとにお答えください)

単一回答	n	%
全体	(142)	
1 協議	58	40.8
2 調停	51	35.9
3 審判	8	5.6
4 裁判	21	14.8
5 その他	2	1.4
無回答	2	1.4



遺産分割争いに関与したことがあると回答した者のうち、最終的な決着は協議と回答した者（40.8%）が比較的多く、次いで多かったのが調停と回答した者（35.9%）であった。

争いのまとめ方

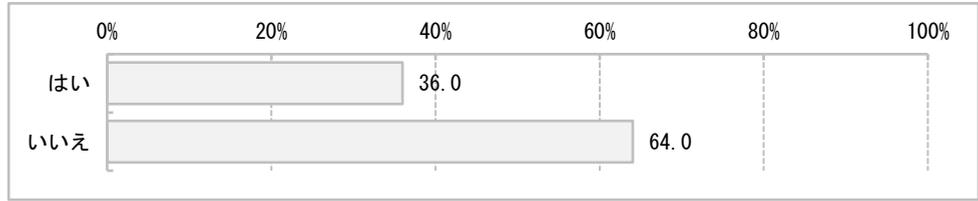
Q37の「(Q31の回答が「ある」の場合) 争いの最終的な決着は？ (直近の代表的な例をもとにお答えください)」の質問に対し、回答は、遺産分割争いに関与したことがあると回答した者のうち、最終的な決着は協議と回答した者（40.8%）が比較的多く、次いで多かったのが調停と回答した者（35.9%）であった。

争いとなっても、まずは協議で解決する努力をし、家庭裁判所に持ち込んでも調停で解決している場合が多く、話し合いベースでの解決が大半を占めており、それが各相続人の納得につながり、円満かつ円滑な相続の実現に資することになると考えられる。

集計結果

Q38 【相続手続き編】・・・税務手続き 税務手続きに関与したことがありますか？

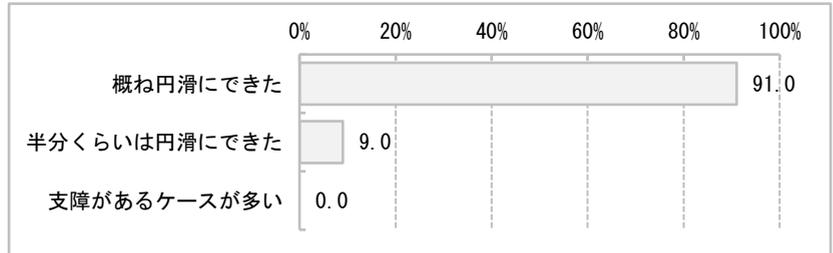
単一回答	n	%
全体	(278)	
1 はい	100	36.0
2 いいえ	178	64.0



税務手続きに関与したことがないと回答した者（64.0%）の方が、関与したことがあると回答した者（36.0%）よりも多かった。

Q39 【相続手続き編】・・・税務手続き (Q38の回答が「はい」の場合) 納税は円滑にできましたか？

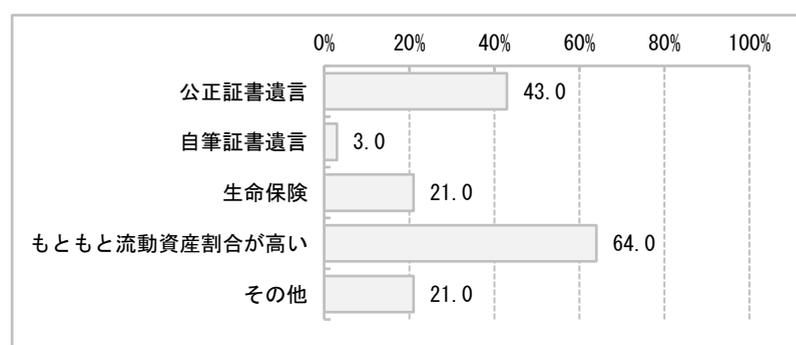
単一回答	n	%
全体	(100)	
1 概ね円滑にできた	91	91.0
2 半分くらいは円滑にできた	9	9.0
3 支障があるケースが多い	0	0.0



税務手続きに関与したことがあると回答した者のうち、納税が概ね円滑にできたと回答した者（91.0%）の方が、半分くらいは円滑にできたと回答した者（9.0%）よりも多く、支障があるケースが多いと回答した者はいなかった。

Q40 【相続手続き編】・・・税務手続き (Q38の回答が「はい」の場合) 円滑に納税ができた理由は何だと思いますか？

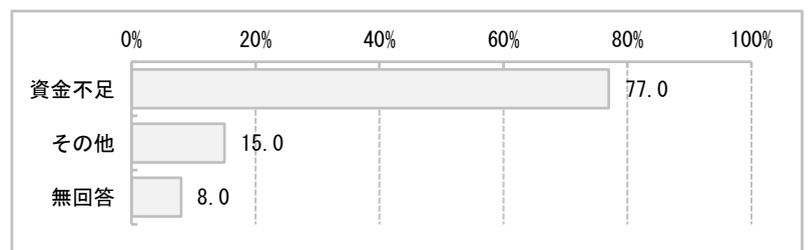
複数回答	n	%
全体	(100)	
1 公正証書遺言	43	43.0
2 自筆証書遺言	3	3.0
3 生命保険	21	21.0
4 もともと流動資産割合が高い	64	64.0
5 その他	21	21.0



※その他として、不動産の換金、相続人間の連帯感と公平、人間関係、事前対策など

Q41 【相続手続き編】・・・税務手続き (Q38の回答が「はい」の場合) 円滑に納税ができないときの理由は何だと思いますか？

単一回答	n	%
全体	(100)	
1 資金不足	77	77.0
2 その他	15	15.0
無回答	8	8.0



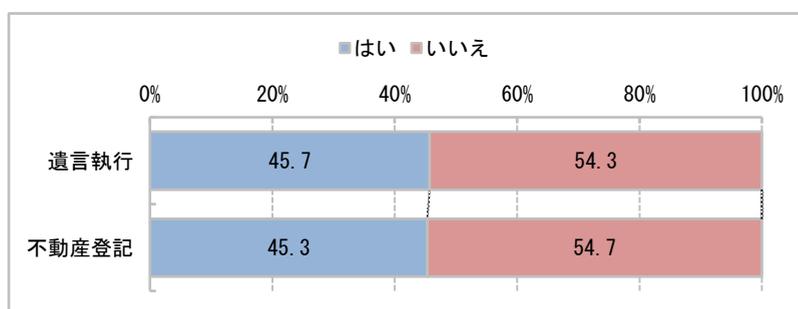
※その他として、分割協議不調、人間関係、事前対策不備、不動産が多いなど

集計結果

Q42 【相続手続き編】・・・その他

⑦遺言執行・不動産登記 に関与したことがありますか？

単一回答マトリクス		全体	はい	いいえ
1	遺言執行	(278)	127 45.7	151 54.3
2	不動産登記	(278)	126 45.3	152 54.7

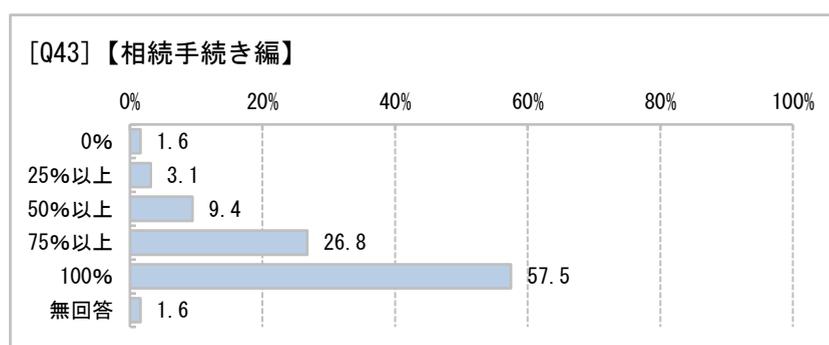


遺言執行に関与したことがないと回答した者（54.3%）の方が、関与したことがあると回答した者（45.7%）よりも多かった。また、不動産登記に関与したことがないと回答した者（54.7%）の方が、関与したことがあると回答した者（45.3%）よりも多かった。

Q43 【相続手続き編】・・・その他

（Q42の回答が「はい・遺言執行」の場合）円滑に遺言執行ができた割合はどのくらいですか？

単一回答	n	%
全体	(127)	
1 0%	2	1.6
2 25%以上	4	3.1
3 50%以上	12	9.4
4 75%以上	34	26.8
5 100%	73	57.5
無回答	2	1.6



遺言執行に関与したことがあると回答した者のうち、円滑に遺言執行ができた割合が100%と回答した者（57.5%）が多く、次いで多かったのが75%以上と回答した者（26.8%）であった。

Q44 （Q42 の回答が「はい・遺言執行」の場合）円滑に遺言執行ができなかった場合の理由は？

円滑に遺言執行ができなかった理由として、

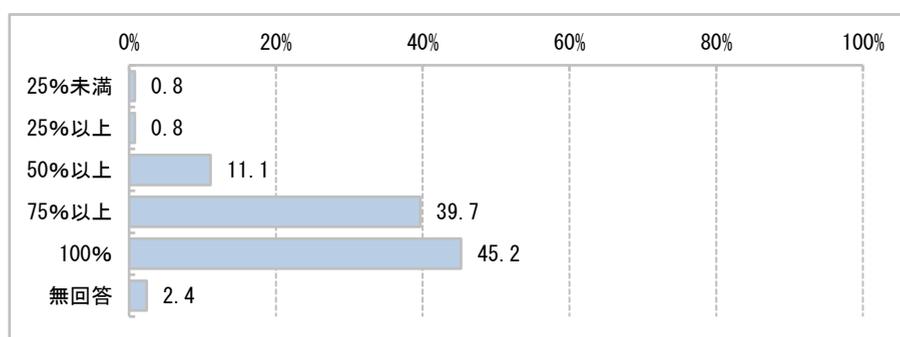
①遺留分侵害、②不動産が共有登記、③被相続人以前の相続登記放置、④預金の一部払戻し、⑤金融資産の所在不明、⑥相続人の所在不明、⑦認知症の相続人の存在、⑧婚外子、⑨不動産が多い、⑩遺贈寄付に係る税の知識不足、⑪遺言無効訴訟の提起などの回答があり、遺留分侵害事案が比較的多い。

集計結果

Q45 【相続手続き編】・・・その他

(Q42の回答が「はい・不動産登記」の場合)円滑に不動産登記ができる割合はどのくらいですか？

単一回答	n	%
全体	(126)	
1 25%未満	1	0.8
2 25%以上	1	0.8
3 50%以上	14	11.1
4 75%以上	50	39.7
5 100%	57	45.2
無回答	3	2.4



不動産等に関与したことがあると回答した者のうち、円滑に不動産登記ができた割合が100%と回答した者（45.25%）が多く、次いで多かったのが75%以上と回答した者（39.7%）であった。

Q46 (Q42 の回答が「はい・不動産登記」の場合)円滑に不動産登記ができなかった場合の理由は？

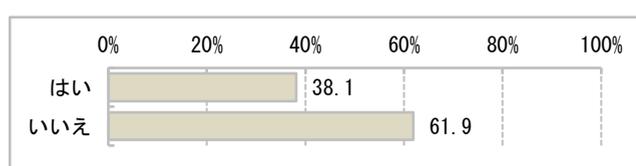
円滑に不動産登記ができなかった理由として、

①共有名義、②登記上の住所の記載、③相続人の意思能力、④遺産分割不調、⑤自筆証書遺言の無効、⑥相続人の音信不通、⑦相続登記の放置、⑧相続人間の意思疎通の欠如、⑨相続人の分割前の相続登記、⑩遺言内容の不備などがあり、相続人の意思能力、相続登記の放置（数次相続事案）が比較的多い。

Q47【事業承継編】

⑧事業承継に関与したことがありますか？

単一回答	n
全体	(278)
1 はい	106
2 いいえ	172

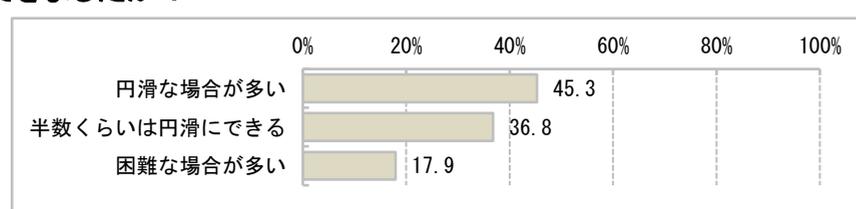


関与した者は、約38%であり6割近くは関与していないという結果となった。

Q48【事業承継編】

(Q47の回答が「はい」の場合)事業承継は円滑にできましたか？

単一回答	n
全体	(106)
1 円滑な場合が多い	48
2 半数くらいは円滑にできる	39
3 困難な場合が多い	19



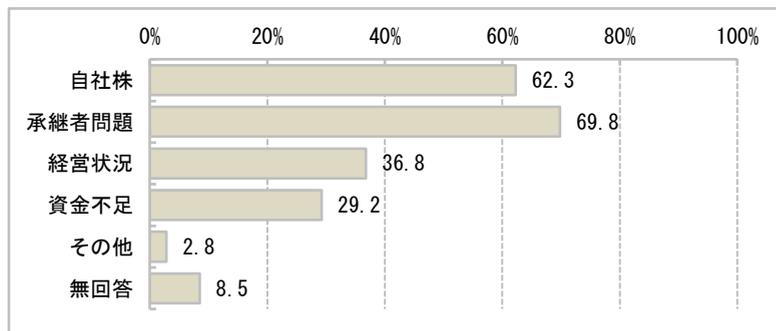
「円滑な場合が多い」、「半数くらいは円滑にできる」という回答が、82%を占めており、難しい場合もあるという印象を持ちがちな事業承継と相続においては、円滑に行く場面も多いという数字がでた。可能であれば、職業ごとの回答割合も知りたい。困難であったと思われる事情は、他のQにおいて具体的な指摘があるが、円滑にいった場合の理由などもわかるとよい。

集計結果

Q49 【事業承継編】

(Q47の回答が「はい」の場合) 困難な場合、その理由は？

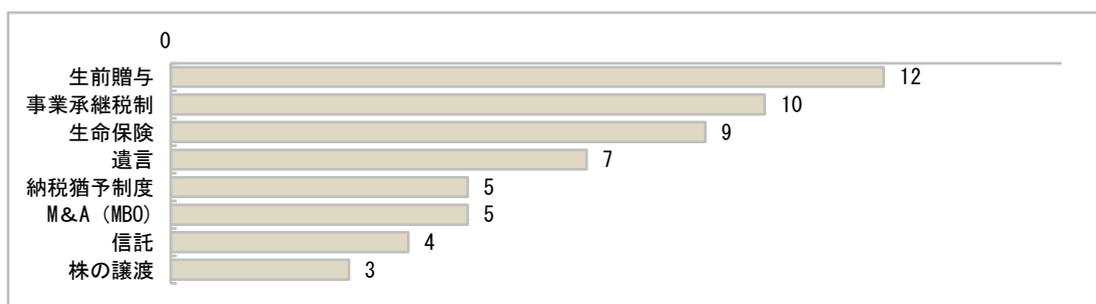
複数回答	n
全体	(106)
1 自社株	66
2 承継者問題	74
3 経営状況	39
4 資金不足	31
5 その他	3
無回答	9



自社株、承継者問題が圧倒的な割合であった。この場合のより詳しい事情を知ることができればと興味を惹く。自社株の帰属問題なのか、評価の問題なのか、承継者についても、承継者がいる・いないの話か、家族内、会社内承継なのかなど、具体的に困難な理由を検討していきたい。

Q50 (Q47の回答が「はい」の場合) 事業承継に活用した制度や方法は？

生前贈与	12件
事業承継税制	10件
生命保険	9件
遺言	7件
納税猶予制度	5件
M&A(MBO)	5件
信託	4件
株の譲渡	3件



様々な対策があり、一定程度利用されているが、生前贈与、生命保険、事業承継税制がこのなかではやや多い印象である。利用する場面において、回答者の職業データを検討したり、また、活用できた理由として、それぞれの対策がいつ、どのようなきっかけでなされたか、なども把握したい。

【事業承継編】コラム

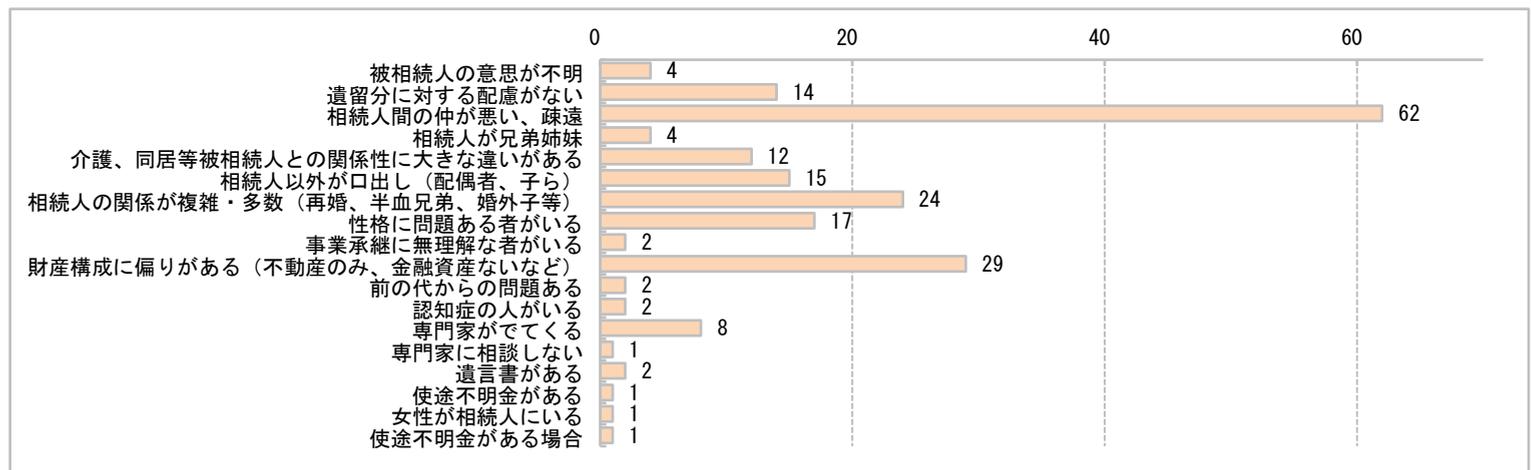
事業承継という言葉はよく出てくるが、その際、具体的にどのような問題があるのかについて、今回の回答は参考になり、より内容を詰めていくと有意義と思われる。比較的円滑にいったという回答もあるため、どのような事情から円滑にいったのか、より把握したい点である。対策も多種多様であるため、各専門家の個別の対策についてもより情報を把握していきたい。

集計結果

Q51 【相続実務者の本音】 相続手続きに関与する場合、これはもめそうだと予感するときは？

全体	195
被相続人の意思が不明	4
遺留分に対する配慮がない	14
相続人間の仲が悪い、疎遠	62
相続人が兄弟姉妹	4
介護、同居等被相続人との関係性に大きな違いがある	12
相続人以外が口出し(配偶者、子ら)	15
相続人の関係が複雑・多数(再婚、半血兄弟、婚外子等)	24
性格に問題ある者がいる	17
事業承継に無理解な者がいる	2

財産構成に偏りがある(不動産のみ、金融資産ないなど)	29
前の代からの問題ある	2
認知症の人がいる	2
専門家がでてくる	8
専門家に相談しない	1
遺言書がある	2
使途不明金がある	1
女性が相続人にいる	1
使途不明金がある場合	1



(記述式回答の一部)

1 相続人間を中心とした人間関係に着目した回答

- ①生前から相続人同士がコミュニケーションをとっておらず相続の連絡が初めての接触となる場合、
- ②相続人間の仲が悪い場合、特に兄弟姉妹の仲が悪い場合、
- ③相続人の配偶者、子など相続人以外の者が介入してくる場合、
- ④兄弟姉妹で相続する場合など

2 被相続人の意思が不明確な場合や親子関係

- ①被相続人の生前の意思が不明な場合、
- ②被相続人と相続人の関係が希薄など

3 遺留分に着目した回答

- ①遺留分を考慮していない遺言書の存在、
- ②遺言が一人の相続人に全て相続させる内容になっている場合など

4 遺産の内容として不動産が占める程度に着目した回答、

- ①遺言がなく相続財産が不動産のみで現預金がない場合、
- ②不動産はあるが現預金が少なく借入金がある場合など、

■また、集計は「性格に問題がある者がいる」に含めているが、実際に現場を踏んでいる実務者ならではの、次のような回答もあった。

- ・ 玄関が汚い。・ 遺影の前の花が萎れている。・ 全員が揃わない。・ 相続人から個別に連絡が入ってくる。

相続人の仲の悪さの指摘が圧倒的に多かった。その他、極端に偏った相続内容の場合、一次相続で揉めていた場合、配偶者など相続人以外の者が口出ししてくる場合、再婚等で関係者が多い場合、主たる財産が被相続人と相続人が居住していた不動産のみ、被相続人と同居していた者がいる場合、不動産はあるが現金が少ない場合など複数回答あった。そのほか、弁護士が連絡してきた場合、相続人が女性、玄関散乱などもある。

なお、数字については、無回答の者もあり、1名が複数回答している場合もあるが、1名はあくまで1名で計算している。複数の視点から、紛争になりやすい要素を把握しているものと思われる。

結果としては、相続人の仲が悪いとき(疎遠含む)が圧倒的多数であった。

財産構成の偏りについては、不動産だけで金融資産等ない場合が特に多い印象である。

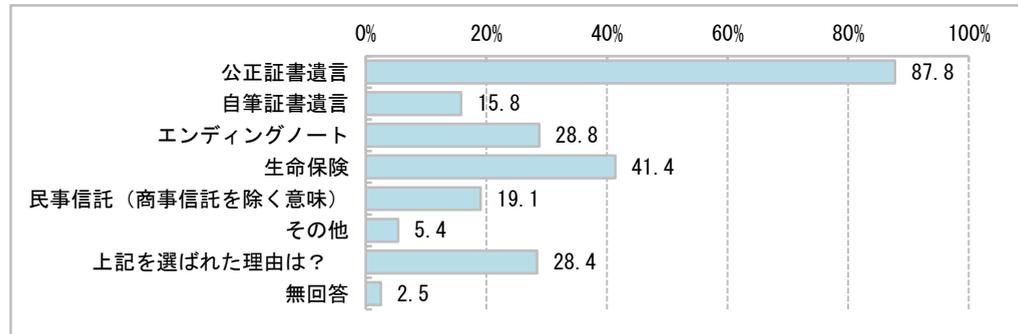
相続人以外の口出し、生前における被相続人との関係性の格差(介護や同居等)も多くあった。遺留分に配慮がない、との指摘については、遺言書作成においてあえてそのようにする場合もあると思われる、専門家間も受け止め方も違う場合もあるであろうからより詳しい状況を把握したい。

集計結果

Q52 【相続実務者の本音】

相続手続きに関与するとき、これがしてあったら、ほっとする対策はどれですか？

複数回答	n
全体	(278)
1 公正証書遺言	244
2 自筆証書遺言	44
3 エンディングノート	80
4 生命保険	115
5 民事信託（商事信託を除く意味）	53
6 その他	15
7 上記を選ばれた理由は？	79
無回答	7



公正証書遺言が約88%を占めており、圧倒的なツールという結果となった。また、生命保険も約41%を占めている。エンディングノート、民事信託もあり、どのような形で具体的にほっとするものとなったかより具体的場面が興味深い。エンディングノートの存在により、遺言者の意向をより尊重する方向になったのか、遺言書だけとの違いがあるのか、などである。

Q53【相続実務者の本音】 他の相続実務者に対して、これは辞めてほしいと思う対策は？

主な回答	1: 会員		2: 非会員		全体	
偏った、過度な節税対策	14	10.2%	9	6.4%	23	8.3%
不動産投資・不動産賃貸（節税対策とつなげてのコメントが多い）	13	9.5%	6	4.3%	19	6.8%
不動産を共有名義	8	5.8%	5	3.5%	13	4.7%
偏った遺言内容（付言もなし）	5	3.6%	2	1.4%	7	2.5%
一方の利益に極端に偏ったアドバイス	7	5.1%	3	2.1%	10	3.6%
遺言・遺産分割協議書の不備	4	2.9%	5	3.5%	9	3.2%
借入金	2	1.5%	2	1.4%	4	1.4%
抜け駆ける生前贈与	1	0.7%	3	2.1%	4	1.4%
不動産の相続にかかる登記名義変更漏れ	3	2.2%	1	0.7%	4	1.4%
その他	23	16.8%	32	22.7%	55	19.8%
なし	10	7.3%	10	7.1%	20	7.2%
無回答	47	34.3%	63	44.7%	110	39.6%
	137	100.0%	141	100.0%	278	100.0%

（記述式回答の一部）

1 遺留分と遺言の関係に着目した回答

遺留分を侵害する内容の自筆証書遺言及び公正証書遺言の作成など、が比較的多く挙げられている。

2 過度の節税対策を挙げる回答

①不動産購入による節税を進めること、②多くの不動産を借金をして購入をさせる等の後の不動産価格の下落のリスクなどを無視した対策、③節税だけを目的とし、受取人についてまで考慮されていない生命保険の加入など、も多い。

3 不動産を共有で相続させること、という回答も比較的多く挙げられている。

偏った、過度な節税対策、偏った遺言内容（付言もなし）、不動産投資・不動産賃貸（節税対策とつなげてのコメントが多い）、抜け駆ける生前贈与、借入金、不動産を共有名義、不動産の相続にかかる登記名義変更漏れ、遺言・遺産分割協議書の不備、一方の利益に極端に偏ったアドバイス等の指摘が多い。

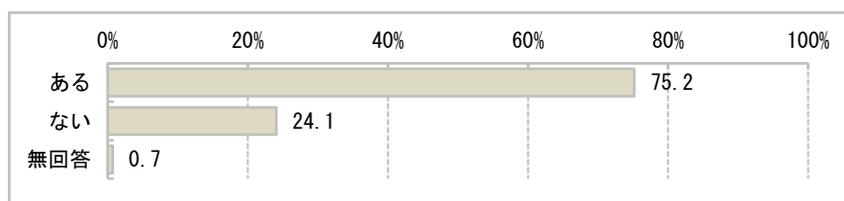
特に、節税対策についてのコメントが多くを占めた。単に偏った節税などとのコメントも多いが、賃貸アパート経営や借入等具体的な回答も多い。不動産の共有名義も複数あった。

それに至る経緯等も様々あると思われ（あえて行う理由など）、具体的な状況も把握していきたい。また、いかなる職業からの職業へ、などもわかると今後よいのではないかと。それぞれの職業によって当該事案へ関わるきっかけが異なるであろうし、またその職業の専門性により関わり方も異なるであろうと思われ、そのようなこともわかると、よりよい提携やスムーズな進行に資すると思われる。

集計結果

Q54 一つの案件に複数の実務者が連携して対応したことがありますか？

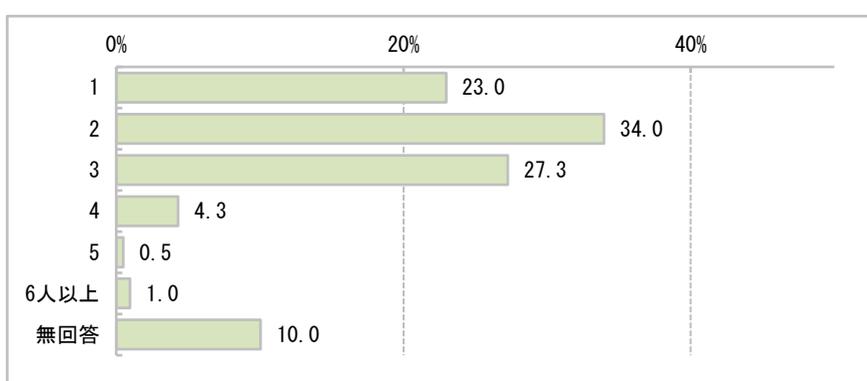
単一回答	n
全体	(278)
1 ある	209
2 ない	67
無回答	2



約75%が連携しているとしている。相続という場面では一業種だけでカバーするのではなく、各場面ごとにそれぞれ役割分担が求められることがわかる。

Q55 Q54の回答が「ある」の場合、何名の実務者と連携しましたか？（直近の代表的な例をもとにお答えください）

単一回答	n	%
全体	(209)	
1 1	48	23.0
2 2	71	34.0
3 3	57	27.3
4 4	9	4.3
5 5	1	0.5
6 6人以上	2	1.0
無回答	21	10.0



2名、すなわち合計3名で対応したとの回答が多い。日頃の連携体制の作り方なども興味深い。

相続実務者の本音 コラム

相続実務者の本音としては、専門家同士の連携なども多くの専門家がっており、より連携の内容、時期等もより把握し、よりよい連携による円滑・円満な相続への礎を強化していきたい。

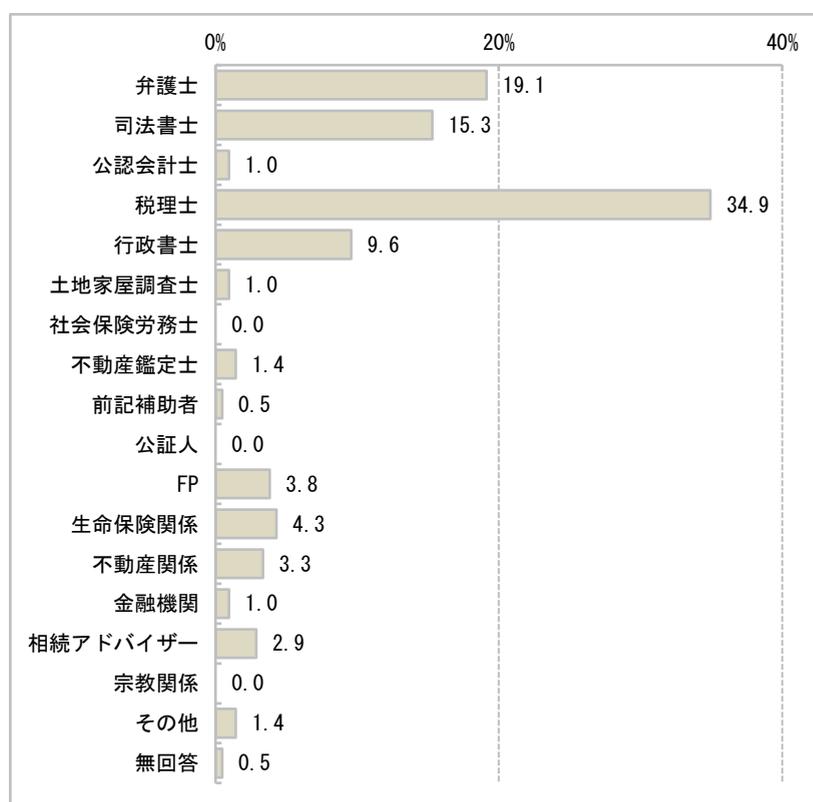
これがあってよかったというツールについても、それぞれ回答数はあるため、どのようにそれが効果を発揮したか、なども具体的に把握したい。

円満・円滑な相続を妨げる事情も、「やはり他の方もそう思いますね」というものから「なるほどそれをみるのですね」と言ったことまで、それぞれの率直な意見がでて興味深い結果となった。他の専門家にしないしてほしいという対策などは、どのような専門家がそう思うか、などよりクロス集計などをして把握できると興味深い。また、当該専門家にはその対策をする理由などもあろうから、それぞれより内容を把握し、事前・事後の対策を把握できると、より一層円満・円滑な相続の助けになるのではないだろうか。今後の調査が興味深い。

集計結果

Q56 Q54の回答が「ある」の場合、全体のコーディネイトを行った人の職種は？（直近の代表的な例をもとにお答えください）

単一回答	n
全体	(209)
1 弁護士	40
2 司法書士	32
3 公認会計士	2
4 税理士	73
5 行政書士	20
6 土地家屋調査士	2
7 社会保険労務士	0
8 不動産鑑定士	3
9 前記補助者	1
10 公証人	0
11 FP	8
12 生命保険関係	9
13 不動産関係	7
14 金融機関	2
15 相続アドバイザー	6
16 宗教関係	0
17 その他	3
無回答	1



弁護士、司法書士、行政書士等もあるが、圧倒的に税理士が多い。相続税の問題の際、税理士の職務が必須であること、事業者は日常的にかかわりがあることなどからそうなるのではないと思われる。税理士がコーディネイトをする場合、どのような視点から他の専門家等と連携をしているのかも興味深い。

Q57 相続実務家としての信条やモットー、参考になる相続対策、関連する事案等自由にお書きください。

Q57 主な回答		
モットー	円満な相続	19件
	円滑な相続	3件
	円滑・円満な相続	4件
	笑顔相続	4件
	公平・公正・平等な相続	10件
	顧客の話を聞く、意思を尊重する	4件
	被相続人の意思を尊重する	17件
	紛争防止(相続人全員の利益をはかる)	23件
	被相続人の意思と相続人間の公平とのバランスをはかる	4件
参考になる対策	節税優先では対策しないほうが良い	5件
	何らかの事前の対策を取ったほうが良い	22件

集計結果

Q57

キーワード検索	件数	備考
円満	25	
円滑	8	
笑顔	5	
公平	11	
公正	2	公正証書遺言の語は除いた。
平等	4	
バランス	4	
幸せ	7	
節税	9	節税対策は積極的に勧めない。節税をするにしてもバランス良く。
被相続人	29	被相続人の思いを尊重する。
相続人	31	被相続人の語は除いた。相続人と被相続人との関係、相続人間関係を壊さない。
遺言	13件	遺言を勧める回答者、消極的な回答者と両方の回答。
遺留分	4件	

補足

1. 円満、笑顔、幸せといったキーワードからは、相続が紛争とはならず家族円満に手続きを終えるために関わりたいという回答者の気持ちが見られる。
2. 円滑、円満と重ねて用いている回答者もいるが、スムーズな相続手続きを行いたいということであり、円満とは少しニュアンスが異なるように思われる。
3. 公平、公正、平等のキーワードは、相続人同士で誰かが抜けがけすることなく、できるだけ平等に相続を行うという方向性の表れのように思われる。
4. バランスのキーワードからは、相続人と被相続人の意思の尊重のバランス、相続人同士のバランス、専門家の役割としてのバランスといった箇所が使われている。

故人の遺志の尊重、笑顔になる相続、家庭を破壊しない相続、心情は傾聴・財産は冷静に、生前に家族に想いを伝える手伝い、相続人が困らない納税対策、専門家アドバイスの尊重、生前対策、円満な相続、お互いの譲歩が大切、不満がでないような分割と理由付け、節税ばかりに特化せず気持ちも尊重、傾聴、利益相反の排除、準備期間・信頼関係構築、不動産の処理が重要などの指摘がある。

故人の遺志の尊重、そして相続人らの納得、心情への考慮、公平、そして節税対策、それらを支える具体的な対策等が、生前から相続発生後までいろいろな場面でのコメントとしてあった。

モットーとして「円満・円滑」といったキーワードを使った回答が多く見られた。今回のアンケートでも「円満・円滑」のキーワードを使って質問しておりこの点も回答者に影響を多少なりとも与えているかもしれない。

そのためには、依頼人の意思のみでなく、被相続人及び他の相続人の意思を尊重、バランスをはかることが大切といったことを考えている回答が多いように思われる。その一方で、あくまでも被相続人の意思を尊重するという回答も見られる。参考になる対策としては、何らかの事前の対策を取ったほうが良いとの回答は目立ったが、何もその点には触れていない回答者も多いという結果であった。

なお、事前の対策、事後の対応についてのいずれを指しているのか等、回答の内容が分かりづらいものもあったため、回答者の職業とのクロス集計をするなどし精査していくと、より興味深いデータを得られることが期待される。

調査票

◆あなた様のごことについて教えてください。(回答者プロフィール)

- ① 会員 ・ 非会員
- ② 職業 (選択肢)
弁護士 ・ 司法書士 ・ 公認会計士 ・ 税理士 ・ 行政書士 ・ 土地家屋調査士 ・ 社会保険労務士 ・ 不動産鑑定士 ・ 前記補助者
公証人 ・ FP ・ 生命保険関係 ・ 不動産関係 ・ 金融機関 ・ 相続アドバイザー ・ 宗教関係 ・ その他 MA
- ③ 経験年数 (選択肢)
5年未満 ・ 10年未満 ・ 20年未満 ・ 21年以上
- ④ 年齢 (選択肢)
30歳未満 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳代 ・ 71歳以上
- ⑤ 性別 (選択肢)
男 ・ 女 ・ 回答しない
- ⑥ 主な活動地域 (選択肢1地方)
都道府県 ()
- ⑦ 相続案件に関わる頻度 (選択肢)
年間3件未満 ・ 年間10件未満 ・ 年間11件以上

【相続対策編】

- ⑧ 円滑な相続のための対策として下記を提案または、関与したことがありますか？
遺言作成 ・ 生前贈与 ・ 生命保険 ・ 不動産対策 ・ 成年後見制度 (任意信託) ・ 民事信託 (商事信託を除く意味) ・ なし
・ その他 () MA
- ⑨ (Q8の回答が「遺言作成」の場合) そのうち、あなたから遺言作成を提案した (当初お客様の要望はなかった) ケースは何%くらいですか？
0% ・ 25% ・ 50% ・ 75% ・ 100%
- ⑩ (Q8の回答が「遺言作成」の場合) 主にどの方式をお勧めされますか？
公正証書遺言 ・ 自筆証書遺言 ・ 自筆証書遺言 (法務局保管) ・ 秘密証書遺言 ・ その他 ()
- ⑪ (Q8の回答が「遺言作成」の場合) 遺言作成にあたり、付言を付すことを勧めたことがありますか？その理由又は付言の内容もご回答ください。
必ず勧める ・ 場合によって勧める ・ 勧めない その理由または付言の内容 () () ()
- ⑫ (Q8の回答が「生前贈与」の場合) そのうち、あなたから生前贈与を提案した (当初お客様の要望はなかった) ケースは何%くらいですか？
提案した () : お客様の希望
- ⑬ (Q8の回答が「生前贈与」の場合) その目的は、下記のうちどれを最も重要視していますか？
節税 ・ 納税資金 ・ 遺産分割 ・ その他 ()
- ⑭ (Q8の回答が「生命保険」の場合) そのうち、あなたから生命保険を提案した (当初お客様の要望はなかった) ケースは何%くらいですか？
0% ・ 25% ・ 50% ・ 75% ・ 100%
- ⑮ (Q8の回答が「生命保険」の場合) 生命保険加入の目的のうち、何を重要視されますか？順位をつけて下さい。
節税 () ・ 納税資金 () ・ 円満かつ円滑な遺産分割 () ・ その他 () ()
- ⑯ (Q8の回答が「不動産対策」の場合) 下記のうちどの対策をよく採用されますか？
購入 ・ 売却 ・ 贈与 ・ 賃貸経営 ・ リバースモーゲージ ・ その他 ()
- ⑰ (Q8の回答が「不動産対策」の場合) 不動産対策の目的のうち、何を重要視されますか？順位をつけてください
節税 () ・ 納税資金 () ・ 円満かつ円滑な遺産分割 () ・ その他 () ()
- ⑱ (Q8の回答が「成年後見制度 (任意後見)」の場合) そのうち、あなたから成年後見制度を提案した (当初お客様の要望はなかった) ケースは何%くらいですか？
0% ・ 25% ・ 50% ・ 75% ・ 100%

調査票

⑳ (Q8の回答が「成年後見制度(任意後見)」の場合) 被後見人と後見人の関係はどんなケースが多いですか?

身内・友人・弁護士・司法書士・社会福祉士・法人・その他() MA

㉑ (Q8の回答が「民事信託(商事信託を除く意味)」の場合) 委託者と受託者との関係は、どんなケースが多いですか?

(相続手続き編)

㉒ 相続開始後の手続きに関与したことがありますか?

遺言のある相続手続きに関与した・遺言によらない相続手続きに関与した・いずれもない

【遺言による相続手続きに関与した場合】

㉓ 相続手続きに関与したとき、遺言の種類割合は?

㉔ 関与の態様の割合は?

㉕ 「遺留分侵害額請求」(減殺請求)の場合、遺留分侵害の背景で多いのは?

生前贈与・家業(事業)資産承継・不動産の分割承継回避・介護等負担偏りの解消・その他() MA

【遺言によらない相続手続きに関与した場合】

㉖ 遺産分割協議にあたり、下記を提案または、関与したことがありますか?

特別受益・寄与分の請求・相続放棄・代償分割・その他() MA

㉗ 「特別受益・寄与分の請求」の場合、最終的な決着で最も多いのは?

協議・調停・審判・裁判・その他()

㉘ 「相続放棄」をした理由で最も多いのは?

借金がある・もしかしたら借金がある・相続人になりたくない・その他()

(相続争いについて)

㉙ 円満かつ円滑に相続(遺産承継)ができた場合、その主な理由は何だと思えますか?

公正証書遺言・自筆証書遺言・生命保険・その他() MA

㉚ 相続争いとなった場合、その主な理由は、何だと思えますか?

㉛ (Q31の回答が「ある」の場合) 争いの対象となった主な遺産の内容は?(質問は、直近の代表的な例をもとにお答えください)

土地・建物・現預金等・その他() MA

㉜ (Q31の回答が「ある」の場合) 遺産の中に長年登記が更新されていない不動産がありましたか?

頻繁にある・ときどきある・ない

㉝ (Q31の回答が「ある」の場合) 遺産の総価額は?(直近の代表的な例をもとにお答えください)

1000万円以下・2000万円以下・1億円以下・5億円以下・5億円を超える

㉞ (Q31の回答が「ある」の場合) 当事者数は?(直近の代表的な例をもとにお答えください)

2人・3人・4人・5人・6人・7人・8人~10人・10人超

㉟ (Q31の回答が「ある」の場合) 争いの期間は?(直近の代表的な例をもとにお答えください)

1月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年超

㊱ (Q31の回答が「ある」の場合) 最終的な決着は?(直近の代表的な例をもとにお答えください)

協議・調停・審判・裁判・その他()

調査票

③7 (Q31の回答が「ある」の場合) 最終的な決着は? (直近の代表的な例をもとにお答えください)

協議・調停・審判・裁判・その他()

③8 税務手続きに関与したことがありますか?

はい・いいえ

③9 (Q38の回答が「はい」の場合) 納税は円滑にできましたか?

概ね円滑にできた・半分くらいは円滑にできた・支障があるケースが多い

④3 (Q42の回答が「はい・遺言執行」の場合) 円滑に遺言執行ができた割合はどのくらいですか?

25%未満・25%以上・50%以上・75%以上・100%

④4 (Q42の回答が「はい・遺言執行」の場合) 円滑に遺言執行ができなかった場合の理由は?

()

④5 (Q42の回答が「はい・不動産登記」の場合) 円滑に不動産登記ができる割合はどのくらいですか?

25%未満・25%以上・50%以上・75%以上・100%

④6 (Q42の回答が「はい・不動産登記」の場合) 円滑に不動産登記ができなかった場合の理由は?

()

(事業承継編)

④8 (Q47の回答が「はい」の場合) 事業承継は円滑にできましたか?

円滑な場合が多い・半数くらいは円滑にできる・困難な場合が多い

④9 (Q47の回答が「はい」の場合) 困難な場合、その理由は?

自社株・承継者問題・経営状況・資金不足・その他() MA

⑤0 (Q47の回答が「はい」の場合) 事業承継に活用した方法は?

()

(総括質問・相続実務者の本音)

51 相続手続きに関与するとき、これは揉めそうだと予感するときは、どんなときですか?

()

52 相続手続きに関与するとき、これがしてあったら、一番ほっとする対策はどれですか?

公正証書遺言・自筆証書遺言・エンディングノート・生命保険・民事信託(商事信託を除く意味)・その他()

53 他の相続実務者に対して、これはやめてほしいと思う対策は?

()

54 一つの案件に複数の実務者が連携して対応したことがありますか?

ある・ない

55 Q54の回答が「ある」の場合、何名の実務者と連携しましたか?

() 名

56 Q54の回答が「ある」の場合、全体のコーディネートを行った人の職種は?

()

57 相続実務者としての信条やモットーや、参考になる相続対策、関連する事案等、自由にご記入ください。

()

2022年10月21日

一般社団法人日本相続学会 研究部会

101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9-6
平川会計パートナーズ内



「円満かつ円滑に」
一般社団法人日本相続学会®
The Japanese Inheritance Association